

補助対象者について

補助対象者

- 区市町村
(交通空白地有償運送の場合は、道路運送法施行規則第48条の主体(NPO法人等)も含める)
※区市町村は、補助事業の運営を他の団体等に委託、助成、協定締結による共同実施等による補助事業の実施をすることができる

補助対象事業について

補助対象事業

- 地域公共交通計画の策定(①)
- 区市町村等が実施するコミュニティバス、デマンド交通等の地域公共交通の事業
(路線定期運行、路線不定期運行、区域運行並びに交通空白地有償運送の新規導入に係る事業(②)、再編に係る事業(③)及び車両更新事業(④))

①地域公共交通計画策定費

- 補助率 1/2
- 補助限度額 5,000千円/自治体

②③調査検討費

- 補助率 1/2
- 補助限度額 5,000千円/自治体

②新規導入に係る事業

- 補助率 1/2(運行経費・車両購入費共通)
- 運行経費 補助限度額
 - 路線定期運行 625千円/月・1路線当たり
 - 路線不定期運行・区域運行 1,650千円/月・1路線・1区域当たり
 - 交通空白地有償運送 350千円/月・1事業当たり
- 車両購入費 補助限度額(1路線・1区域当たり)
 - 小型バス(ユニバーサルデザイン車両) 28,000千円
(環境改善に資する車両) 26,800千円
 - 普通車・グリーンスローモビリティ 6,000千円

③再編に係る事業

運行経費・車両購入費の補助率・補助限度額は、新規導入に係る事業と同様

④車両更新事業

- 補助率 1/2
- 補助限度額(1路線・1区域当たり)
 - ユニバーサルデザイン車両 14,000千円
 - 環境改善に資する車両 13,400千円

お問い合わせ

都市整備局都市基盤部交通企画課地域公共交通担当(TEL:03-5388-3398)

令和4(2022)年4月1日版